

## 小規模特認校入学・転入学許可制度について

### 1 受付時期について

随時受け付けています。但し、新年度（4月1日から）を希望する場合は2月中旬までに申請が必要です。

### 2 申請書について

都城市教育委員会に申請書があります。

（都城市教育委員会 学籍担当 TEL 23-2161）

夏尾小学校にも、申請書があります。

（夏尾小学校 TEL 33-1802）

申請書を都城市教育委員会に提出します。

### 3 手続きについて

入学・転入学40日前までに、申請書を都城市教育委員会 学籍担当へ提出します。

入学・転入学25日前までに、夏尾小学校校長と面談をします。（保護者及び本人）

入学・転入学20日前までに、許可・不許可の通知が届きます。

### 4 校長との面談内容について

特認校入学・転入学の条件の確認、入学・転入学の理由について伺います。また、子どもさんに、いくつかの簡単な質問をさせていただきます。

### 5 通学期間について

年度末の3月31日までです。

年度更新になりますので、1年ごとの意思確認をお願いいたします。

### 6 通学に関する留意事項について

原則として1年間（以上）の通学が可能かどうか。

上下校は、原則として、保護者が送迎する等保護者の負担とする。

上下校の安全については、保護者の責任とする。

夏尾小学校の教育活動をはじめ、PTA活動へ賛同し、その他の学校の教育指導等に関しても協力できること。

### 7 その他

都城市生涯学習課が「放課後子ども教室」を夏尾小学校で運営しています。夏場は午後5時まで、冬場は午後4時30分まで、授業後の対応をしています。（学童保育）